

K
S
K
P



(平成11年7月)

No. 31

編集人

(社) 兵庫県精神障害者家族会連合会

西浦三郎

〒650 神戸市中央区橋通4丁目1-28
-0016 迂ビル2F

T E L 078-360-2618
F A X 078-360-2615



精神保健福祉法の改正に思う

兵家連副会長 東口力ツ

これから的精神障害者への福祉施策や医療の方向性を示す精神保健法の改正法案が、今年の5月28日に国会の審議を経て成立いたしました。

今回の法改正の主要な点は、①精神障害者の人権に配慮した医療の確保、②緊急入院移送制度の創設、③保護者制度の改革、④市町村を中心とした精神障害者の保健福祉の充実等が大きな柱になっていると思います。

もちろん精神保健福祉をめぐる問題点は数多く山積しており、社会的入院の解消、無認可作業所の法的処遇、差別的な精神科医療の特例制度や授産施設の補助金格差の解消など、5年後の次回法改正を待たねばならぬ課題もかなり

残されています。

一方、注目されるのは「精神障害者居宅介護事業等を創設し、在宅の精神障害者に対する福祉事業を市町村を中心として推進する体制を整備する等の措置を講ずる」という点です。精神障害者の福祉が、障害者に最も身近な市町村を中心に展開されていく方向性が打ち出されたことで、家族会としてもその対応策を真剣に考える時期にあると考えます。

<賛助会員募集>

あなたのご支援で、兵家連は運営されています!!

年会費 団体の場合 1口 (10,000円) 以上

個人の場合 1口 (3,000円) 以上

振込先 郵便振替 01110-4-83568

特別寄稿

人間最優先の世紀へ



波賀町長 中 田 耕一郎

万翠緑したたり、グリーンシャワーを満喫出来るシーズンに入り、めぐる季節を有難く思うこの頃、兵家連の皆様には精神障害者の権利の擁護、社会参加の促進、福祉の拡充など、日夜ご苦労、ご精励いただいておりますことに対し、深く敬意を表し感謝申し上げます。

不安、不透明な社会の所産なのか、心の障害を持つ人々が増えつつある中、私たちの地域でも、さきに『宍粟すぎの木家族会』が発足し、保健所のご指導と会長さんを中心とした役員皆様のひたむきで地道なご努力により、他の障害者福祉に比しいささか遅ればせながらも、その理解の輪が広がり、成果が現れ始めていることを、とても感謝し嬉しく思っているところです。

二十一世紀への架け橋に当たるこの時期、高度な技術革新や物の創造に明け暮れた二十世紀を見直して、大きな社会構造の変革が進行する中、新しい世紀はこれまでに創り出した物をいかにうまく活かしていくかなど、ソフトを大切に、福祉や環境など人間最優先の時代を指向するものと考えられます。

そして、その様な時代こそ、いわゆるノーマライゼーションを実現して、生きとし生けるもの全てが安心・安全に共生する社会でなければならないと思います。本格的な長寿社会に入り、公的介護保険制度の円滑な導入対策など、私たち行政の立場も課題は尽きませんが、兵家連の皆様の活動に対しても、地域とともに温かい対応を心掛けていく所存です。

さらなるご発展を祈りつつ、ひとことごあいさつを申し上げます。

(役職：宍粟郡町村会長、兵庫県町村会副会長、
兵庫県障害者福祉プラン改定委員会委員)



兵庫県“すこやかひょうご”
障害者福祉プランが改定されます

兵庫県では、現行の障害者福祉プラン（期間：平成7年～12年度）を、最近の障害者を取り巻く環境やニーズの変化に対応し、今年度中に同プランを改定することに決め、障害者団体代表を含む25名の委員で構成する『プラン改定委員会』を6月15日に発足させ、平成12年3月までに改定作業を完了させることになりました。

改定される新プランの期間は、平成12年度から16年度までの5か年となります。が、今回の改定の大きな特徴としては、国の障害者プラン・精神保健福祉法改正の流れに沿って、兵庫県下にも「障害保健福祉圏域」と「数値目標」を設定し、サービスの偏在がないように県が市町を指導するなど、従来より一步踏み込んだプランの策定が期待できそうです。

- 県が打ち出したプランは改定視点の概要としては、次のようなものがあります。
- ア. 障害者社会的自立の促進。（生活の質の向上、就労支援など社会的自立の促進など）
 - イ. 生活環境やこころのバリアフリーの促進。
 - ウ. 震災の教訓に障害者が安心して生活できるまちづくりの推進。（思いやりとやさしさの満ちた地域づくり、地域に根ざした福祉文化の創造、災害時の相互支援体制の充実など）
 - エ. 保健・医療・福祉の連携による総合的な福祉サービスの提供。（介護保険制度や社会福祉基礎構造改革を視座に据えたサービスの基盤整備など）
 - オ. 福祉サービスの提供と利用に係る支援。（障害者の意思を尊重した福祉サービス利用等を支援するため、情報提供・相談体制の充実や財産管理の仕組み導入など）
 - カ. 市町における障害者保健医療福祉施策の促進。（障害保健福祉圏域の設定、数値目標の設定など）

西宮市が保健所設置市に、閣議決定、来年4月から自前運営

西宮市を保健所設置市とすることがこのほど、政府の閣議で決まりました。市は2000年4月に西宮市保健所を開設し、兵庫県西宮保健所が実施している業務を引き継ぎます。県内で自前の保健所を持つのは、神戸、姫路、尼崎に次いで4市目になります。

保健所が市に移管されると、県が担当してきた精神保健、難病、エイズ対策など専門的分野と、市が実施している母子保健など地域保健に関する窓口が市に一本化されます。

平成11年度（予算）総会

平成11年3月18日（木）平成11年度予算総会が開催され、事業計画、予算計画、その他が承認されました。平成11年度収支予算は下記の通りです。

(収入の部) (支出の部) (単位：千円)

科目	金額	備考	科目	金額	備考
会 費	7,000	正会員・賛助会員	普及・啓発事業費	2,450	指導者研究費 講演会 機関紙発行等
補助金等	5,300	県受託金、全家連、県精神病院協会等	精神保健に関する相談事業	1,500	派遣相談事業 電話相談等
負担金	1,900	研修会等参加費	精神保健福祉に関する調査事業費	450	グループホーム連絡会 社会復帰に関する研修会等
寄付金	3,000		共同作業所の育成支援事業	1,400	作業所、指導員会への支援等
雑 収 入	3,400	雑収入・預金利息	関連団体との連携事業費他 管 理 費 特 定 預 金 支 出 予 備 費	3,690 7,770 3,000 340	全国大会・近畿ブロック研修会等の分担金ほか 人件費・家賃ほか退職給与引当金 30周年行事積立金
合 計	20,600		合 計	20,600	



第1回精神保健福祉士の国家試験の合格発表について

平成11年1月23日～24日に実施された国家試験の合格者が3月31日に発表されました。

全国受験者4,866名、合格者4,338名、合格率89.1%

兵庫県『障害者ほっとライン』開設のお知らせ

兵庫県では、年間を通じ様々な障害者からの相談等に対応できるよう、障害者110番運営事業（国庫事業）を実施することになり、今年6月1日から常設相談窓口である「障害者ほっとライン」を、兵庫県福祉センター内に新設いたしました。

兵家連では、従来より兵家連事務所にて独自に精神保健福祉に関する電話相談業務を行っておりますが、今回の県の「障害者ほっとライン」開設で、相談窓口が広がりましたので、どちらでもご都合のよい窓口が利用できます。

尚、「障害者ほっとライン」では、相談員3名が交替で相談に応じますが、対応する相談内容の例としては、①財産・相続関係、②人権問題、③雇用・勤務条件、④家族・職場の人間関係、⑤障害者福祉施策、⑥生活、⑦医療・教育、⑧結婚相談、⑨その他障害の特性に応じた相談（手話等）などです。

また、法律的な相談等については、内容に応じて弁護士に助言指導を求めますが、今年10月には「権利擁護センター」を設立して、相談内容の解決に当たる体制を整えることになっています。

障害者ほっとライン（常設相談窓口）	兵家連（常設相談窓口）
電話 078-230-9545 FAX 078-230-9553 受付日：毎日。ただし、センター休館 日の毎月第3日曜日、年末年 始は休み。 9:00~17:00	電話 078-360-3610 FAX 078-360-2618 受付日：毎週月曜～金曜日。土～日曜 と祝祭日・年末年始は休み。 10:00~15:00

「平成11年度近畿ブロック 精神保健福祉推進活動研修会」のお知らせ

テーマ：『こころ病んでも、普通に生きたい！』

日 時：平成11年9月4日（土）、5日（日）、6日（月）の2泊3日

場 所：京都テルサ（JR京都駅下車、駅八条口から徒歩15分）

主 催：全家連、京都府精神障害者家族会連合会

参 加：詳しい内容のお問い合わせは兵家連まで。申込み締切りは7月25日です。

精神障害者小規模作業所通所者に対する 県の交通費補助について

作業所利用者の通所交通費の負担軽減のため、県に対し助成を要望してまいりましたが、今年度から高額の交通費を負担している通所者の交通費の一部が、県の作業所運営補助金の助成対象経費として認められ、新たに助成されることになりました。

助成される交通費は、政令指定都市の神戸市を除く作業所利用者の交通費月額のうち、8千円を超える額の半分が補助対象（県は補助対象額の半分を補助する）となり、各作業所から運営費補助金請求に上乗せして助成申請がなされます。

交通費の算出方法は、公共交通機関利用者にあっては、通所に係る交通費実費とし、保護者等による送迎を受けている者については、別に定められた基準額により算出した額が交通費となります。

今回の新しい助成制度は、通所者が負担している交通費の限られた部分しか助成されないなど不満な点がありますが、当連合会としては今後の実績推移を見ながら県に助成拡大を要望してまいりたいと思います。

***** 作業所フォーラム'99開催報告

精神障害者の社会復帰にとって欠かせぬ貴重な存在である作業所が、社会情勢の変化や経済不況によって直面している問題をテーマに、兵家連と作業所指導員会が共催で、6月24日午後、神戸市生活学習センターにおいて、作業所フォーラムを開催しました。

当日の参加者は約150名で、第一部では、兵家連会長の『作業所をめぐる精神保健福祉の動き』についての報告がありました。



第二部では、先駆的な作業に取り組む4か所の作業所、①パソコン教室（垂西むつみ会）、②焼き芋屋さん（峰の会作業所）、③Tシャツプリント（みちくさの会作業所）、④お弁当屋さんなど、の実践報告がなされ、参加者にとって有意義な会合でした。

社会の動き

■成年後見制度新設案を可決

衆院本会議は99年7月6日、痴ほう性の高齢者・知的障害者ら判断能力が不十分な成人を法的に保護する成年後見制度を新設する民法改正案など関西四法案を全会一致で可決、参院に送付した。参院で審議の上今国会で成立する見通し。

■「社会福祉事業法」改正へ

厚生省は99年4月15日付けで「社会福祉事業法第一部改正法案大綱」を発表し、昭和26年に制定された同事業法を約50年ぶりに改正し、二十一世紀に向けた新たな国民の福祉ニーズに対応する改正案を作成した後、閣議の承認を経て開会中の国会に提出する予定。

■障害者の資格制限の緩和へ

政府は99年1月8日までに、障害者の社会参加を促すため現行の資格取得制限を緩和する方針を固めた。検討対象となる資格は医師・看護婦・薬剤師免許・運転免許・毒劇物取扱いなど13省庁の79項目で、今夏にも具体的な見直し方針を決定し、2002年をめどに関連法の改正を目指す。

■こうべ安心サポート相談所開設

痴ほう性の高齢者や精神障害者などの財産その他の権利を守る「こうべ安心サポート相談所」(りんりんネット)が99年5月10日、神戸市中央区のこうべ市民福祉交流センター内に開設された。同相談所は財団法人・こうべ市民福祉振興協会が運営。社会福祉士ら相談員6人が面談形式で相談を受けるほか、出張面談なども行う。

■兵庫県会の常任委一般傍聴が可能に

兵庫県議会は、常任委員会などの一般傍聴を認める方針を決め99年3月17日、関係条例の改正案と取扱要などを固めた。

委員会の一般傍聴は、全国でもすでに7割の県会が認めており、兵庫県は後発組。

■疾患理由の解雇違法

抑うつ症治療中に免職処分を受けた兵庫県芦屋郵便局の職員が、処分の取り消しを求めた訴訟の判決が99年2月26日、神戸地裁であった。森本裁判長は「原告は病気を治して職務に復帰するための努力をしており、職務不適格とした処分は違法」として処分の取り消しを命じた。

■精神病院が人権団体の訪問受入れ

市民団体・大阪精神医療人権センターが、99年秋に利用者の視点に立った病院紹介の冊子を刊行するため、府下の各病院に訪問を申し入れたところ殆どの病院が受け入れた。

すでに13病院を訪問、10病院の訪問日程が決定済み。閉鎖病棟の中まで見せ、入院環境や患者の待遇のチェックに応じるのは全国でも初めて。

■ハンセン病訴訟 61億円の四次訴訟

らい予防法(1996年廃止)などによる国の強制隔離政策で、人間としての尊厳が奪われ苦痛を受けたとして国立療養所の入所者が起こしている訴訟で、新たに香川県の「大島青松園」入所者53人が総額61億の国家賠償を求めて、99年3月にも熊本地裁に追加提訴する方針を決めた。

兵 家 連 活 動 日 誌

役員の動き

11. 1. 13 広報紙部会編集会議
(大槻、平野、上垣、黒岩)
1. 17 阪神大震災追悼式 (西浦)
1. 24 かがやき神戸評議員会 (西浦)
1. 27 保護者制度会議 <東京>(西浦)
1. 28 全国県連会長会議<東京>(西浦)
2. 1 兵家連30周年企画打合せ会
(西浦、小川、西谷)
2. 2 阪神地区家族研修会実行委
<西宮> (東口)
2. 5 グループホーム連絡会
<生活学習センター>(西浦、小川、窪田)
2. 10 木の根会森岸雄会長告別式
<氷上郡> (東口)
2. 10 すぎな作業所連絡会
<加古川> (西浦)
2. 10 県精神保健福祉センターへ講師
(岡野)
2. 13 学生無年金障害者支援の会
<大阪> (東口)
2. 16 三原保健所へ講師 (西浦)
2. 20 だるま家族会へ講師
<加古川> (西浦)
2. 22 心の健康増進センターへ講師
<京都> (西浦)
3. 1 事務局会議<兵家連会議室>
(西浦、岡野、東口、西谷)
3. 2 赤い羽根義援金配分式へ
(岡野、小川)
3. 4 ふれあい作業所開所式<明石>(西浦)
3. 5 理事会 <生活学習センター>
3. 12 職親合同研修会 (岡野)
3. 13 和歌山箕島保健所へ講師 (東口)
3. 15 阪神地区家族研修会
<西宮> (西浦、岡野、東口)
3. 18 予算総会・講演会
<生活学習センター>
3. 19 障害者社会参加推進協議会
<県職員会館> (西浦)
3. 19 グループホーム連絡会
<生活学習センター> (小川、窪田)
3. 19 心のふれあい広場実行委 (岡田)
3. 21 かがやき神戸評議員会 (岡野)
3. 25 加古川保健所へ講師 (西浦)
3. 25 学生無年金障害者支援の会 (東口)
4. 5 事務局会議<兵家連会議室>
(西浦、岡野、酒井、西谷)
4. 17 作業所指導員会総会 (西浦)
4. 27 かがやき神戸竣工式 (岡野)
4. 28 高砂家族会総会 <高砂> (岡野)
5. 6 研修業務部会
(岡野、高濱、平坂、北村、福富、小川)
5. 10 事務局会議
(西浦、岡野、酒井、西谷)
5. 12 わかば作業所開所式<和田山>(西浦)
5. 14 グループホーム連絡会
<生活学習センター> (小川、窪田)

あとがき

7月7日編成会議、誰かがふと「今日は盧溝橋事件の日だな」とつぶやきました。七夕祭なんてロマンチックなことしか頭になかった私、胸をつかれました。
 たくさんの原稿、それをセレクトし、家族会活動の将来を見すえながら、そして一字一語にもこだわりながら、緊迫すると、西浦会長のジョークがとび出したりしての数時間でした。
 「こちら精神保健福祉相談室」紙面の都合で次号に回させていただきました。

(上垣)

精神保健福祉講座 No.25

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

I 趣旨

平成5年改正時に規定された施行5年後に見直し規定を踏まえ、精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保し、精神障害者の社会復帰の一層の推進を図るため、精神保健指定医の職務を適正なものとし、精神医療審査会の機能を強化するとともに、在宅の精神障害者に対する福祉事業を市町村を中心として推進する体制を整備する等の措置を講ずる。

II 精神保健福祉をめぐる問題点

- 1 精神障害者の増加、精神障害は国民全体の問題
- 2 引き続き長期入院の傾向に変化なし
- 3 家族の高齢化、単身生活精神障害者の増加という現実に対し、現行制度では十分に対応できない
- 4 精神病院における人権侵害事案の再発

III 主な改正内容

1 精神障害者の人権に配慮した医療の確保に関する事項

- (1) 精神医療審査会の機能強化
 - ①精神医療審査会の委員数の制限（5名～15名）を廃止
 - ②精神医療審査会の調査権限として、従来の関係者からの意見聴取に加え、帳簿書類の提出命令等を追加
- (2) 精神保健指定医の役割等の強化
 - ①現行の指定取消処分に加え、中間的処分として職務の一時停止処分を追加
 - ②精神保健指定医の診療録記載義務に、医療保護入院を必要とするかどうかの判定を行った場合等を追加
 - ③不当処遇に関する精神病院管理者への報告など、処遇の改善に向けた努力義務を明記

（3）医療保護入院の要件の明確化

- 医療保護入院の対象者が、精神障害によりその同意に基づいた入院を行う状態にないものと判定された者であることを法文に明記

（4）精神病院に対する指導監督の強化

- 現行の改善命令等に加え、入院医療の制限命令等の処分を追加

2 緊急に入院が必要となる精神障害者の移送に関する事項

○緊急に入院を必要とするにもかかわらず、精神障害のため同意に基づいた入院を行う状態にないと判定された精神障害者を、都道府県知事の責任により適切な病院に移送する制度を創設

3 保護者に関する事項

- ①保護者に過重な負担を課すこととなっている自傷他害防止監督義務規定の削除
- ②自らの意思で医療を受けている精神障害者の保護者については、治療を受けさせる義務等を免除

4 精神障害者の保健福祉の充実に関する事項

- ①精神保健福祉センターの機能を拡充
(通院医療公費負担や精神保健福祉手帳の審査や審査会事務局の業務を追加)
- ②社会復帰施設に、日常生活に関する相談、助言等を行う「精神障害者地域生活支援センター」を追加
- ③在宅福祉事業に、精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）に加え、居宅介護等事業（ホームヘルプ）、短所入所事業（ショートステイ）を追加
- ④福祉サービスの利用に関する相談、助言等を、従来の保健所から、市町村を中心に行うこととし、保健所と都道府県が市町村を専門的、広域的に支援する仕組みとする

施行期日 在宅福祉サービスの拡充に関する事項等については平成14年4月から施行。その他の事項は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行。